

宮古島市脱炭素先行地域づくり電気自動車・充電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の脱炭素先行地域において、電気自動車等並びにV2H充放電設備及び充電設備の購入に要する経費の一部を補助することにより電気自動車等並びにV2H充放電設備及び充電設備の普及を促進し、脱炭素先行地域における二酸化炭素の排出量実質ゼロの実現に資することを目的として、予算の範囲内で宮古島市脱炭素先行地域づくり電気自動車・充電設備等導入補助金（以下「市補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）その他の法令及び関連通知に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池又は燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）、又は側車付二輪自動車（同項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条第1項第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。）、原動機付自転車（同法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、宮古島市の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。）若しくは軽自動車に該当する二輪自動車（同条第2項に規定する自動車であって、道路運送車

両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の規定により同規則別表第1に定める自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。）で、型式認定を取得したものをいう。ただし、検査済自動車については、型式認定を取得していないものを含め、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車並びに地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が所有し、又は使用する^{じんかい}塵芥車及び大型特殊自動車を除く。

(2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるもの、事業用自動車並びに地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が所有し、又は使用する塵芥車及び大型特殊自動車を除く。

(3) 事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車（自動車リース事業者による貸渡し（以下「リース」という。）を行う場合を含む。）をいう。

(4) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

(5) V2H充放電設備 経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金事業（以下「充電インフラ補助金事業」という。）で補助対象となる銘柄をいう。

(6) 充電設備 充電インフラ補助金事業で補助対象となる銘柄をいう。

(7) 補助対象車両等 電気自動車等並びにV2H充放電設備及び充電設備をいう。

(8) 脱炭素先行地域 環境省により脱炭素先行地域に選定された宮古島市の下地地区及び狩俣地区をいう。

(9) CEV補助金 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金事業において交付される補助金をいう。

(10) 充電インフラ補助金 充電インフラ補助金事業において交付される補

助金をいう。

- (11) 国補助金 国交付要綱に規定する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）をいう。

（補助対象者等）

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請日において本市の住民基本台帳に記録されており、脱炭素先行地域内に居住実態を有している個人であること。
- (2) 第14条に定める事項に可能な範囲で協力できる者であること。
- (3) 本市の公的義務（市税、使用料、負担金及び貸付け金等の納付及び償還等）を果たしている者であること。
- (4) 過去に市補助金の交付決定を受けていない者であること。ただし、過去に電気自動車等に対する市補助金の交付決定を受けている場合において、新たにV2H充放電設備又は充電設備の導入をしようとする場合はこの限りでない。
- (5) CEV補助金及び充電インフラ補助金の交付を受けずに補助対象車両等を購入する者であること。

2 補助対象経費、市補助金の額及びその上限額は、別表第1のとおりとする。

（交付対象となる補助対象車両等）

第4条 市補助金の交付対象となる電気自動車等は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) ガソリン車又はディーゼル車からの買い換えにより購入又はリースの契約にて導入するものであり中古車両又は新古車両でないこと。
- (2) 主たる保管場所が脱炭素先行地域内であること。
- (3) 主たる保管場所において再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）と接続して充電を行うものであること。
- (4) 市補助金の交付決定があった年度内に納車されるものであること。
- (5) 別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること。

2 市補助金の交付対象となるV2H充放電設備及び充電設備は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 購入又はリースの契約にて導入するものであり中古品又は新古品ではないこと。
- (2) 脱炭素先行地域内に設置されるものであること。
- (3) 再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されているものであること。
- (4) 市補助金の交付決定があった年度内に設置するものであること。
- (5) 別表第2に掲げる各区分における要件を全て満たしていること。

(補助金の交付申請)

第5条 市補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び補助対象車両等に関する協力同意書（様式第2号）に、別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは速やかにその内容を審査し適正と認めたときは、市補助金の交付決定を行い、申請者に補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長が指定する期日までに受理した補助金交付申請の合計額が予算の範囲を超えた場合においては、市長が別に定める方法により抽選を行い交付を決定するものとする。

(交付申請の変更又は取下げ)

第7条 市補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市補助金の申請内容の変更又は取下げをしようとするときは、補助金交付申請変更申請書（取下届出書）（様式第4号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象車両等を納車日若しくは設置日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い日（宮古島市の休日を定める条例（平成17年宮古島市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その前日とする。）までに実績報告

書（様式第5号。以下「報告書」という。）に別表第4に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、報告書の提出があり、市補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 交付決定者は、市補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により市補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により市補助金の交付決定を取り消した場合において、既に市補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 交付決定者は、市補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 交付決定者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間（以

下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、取得財産を市長の承認を受けないで、市補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供すること(以下「処分」という。)をしてはならない。ただし、リースの場合は、リースの契約満了まで使用しなければならない。

- (1) 電気自動車等 財産取得後4年間
- (2) V2H充放電設備 財産取得後5年間
- (3) 充電設備 財産取得後5年間

3 市長は、事前の承認を得ずに補助対象車両等が処分された場合は、市補助金の一部又は全部を当該補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)に返還させることができる。ただし、事故等により取得財産の使用が困難になった場合で、その原因が当該財産の使用者の故意又は重過失によらないときは、市長は補助金受領者と協議の上、当該財産の処分等について定めるものとする。

(協力事項)

第14条 補助金受領者は、市長が次に掲げる事項への協力を求めた場合は、可能な範囲で協力しなければならない。

- (1) 補助対象車両等の導入から1年ごとの使用状況に関するヒアリング及びアンケート
- (2) 導入した補助対象車両等の災害時等における貸与
- (3) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第5条から第10条までの規定は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

区分	補助金の額	上限額 (千円)
電気自動車等	蓄電容量×1/2×4万円/kWh以内	CEV補助金交付要綱に定める銘柄ごとの補助金交付額を上限とする。
V2H充放電設備	購入価格（工事費含む）×3/4以内	450
充電設備	購入価格（工事費含む）×3/4以内	150

- 1 補助対象経費は、電気自動車等においては車両本体価格とし、V2H充放電設備及び充電設備においては購入価格とし、いずれも消費税抜きの額とする。
- 2 補助金の額は、千円未満切捨てとする。

別表第2（第4条関係）

区分	申請要件
電気自動車等	<ol style="list-style-type: none"> ①申請車両は、交付決定後に発注および初度登録される車両であること。 ②申請者は申請車両の購入者であること。 ③申請車両の自動車検査証記録事項上の所有者及び使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。ただし、リースの場合は、使用者の氏名又は名称の欄が申請者であること。
V2H充放電設備 充電設備	<ol style="list-style-type: none"> ①申請設備は、交付決定後に発注されるものであること。 ②申請者は、申請設備の購入者であること。 ③申請者は、申請設備の所有者であり、かつ、当該設

	備の設置場所及び給電対象施設の使用権を有するものであること。ただし、リースの場合は、当該設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を有する者であること。
--	--

別表第3（第5条関係）

区分	申請に必要な添付書類
電気自動車等	①見積書の写し（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）及び支払条件が明記されているもの） ②申請者の本人確認書類（免許証（写し）、住民票（写し）（発行から3か月以内のもの）等） ③補助対象車両等に関する協力同意書（様式第2号） ④再エネ発電設備により日常的に充電を行うことができることが確認できる書類。 ⑤買換え前の車両の車検証の写し ⑥その他市長が必要と認めるもの
V2H充放電設備 充電設備	①見積書の写し（メーカー名、型式、購入価格（予定価格）及び支払条件が明記されているもの） ②設備の設置場所及び給電対象施設の使用権を確認する書類 ③設備の設置場所を確認する書類 ④申請者の本人確認書類（免許証（写し）、住民票（写し）（発行から3か月以内のもの）等） ⑤補助対象車両等に関する協力同意書（様式第2号） ⑥その他市長が必要と認めるもの

別表第4（第8条関係）

区分	実績報告に必要な添付書類
電気自動車等	①支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）（注） ②リースの場合は、リース契約を示す書類（写し）

	<ul style="list-style-type: none"> ③導入状況を示すカラー写真 ④自動車検査証及び自動車検査証記録事項（写し）又は標識交付証明書 ⑤買換え前の車両の譲渡証明書、廃車証明書等の買い換えたことが証明できる書類。 ⑥その他市長が必要と認めるもの
<p>V 2 H 充放電設備 充電設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）（注） ②リースの場合は、リース契約を示す書類（写し） ③導入状況を示すカラー写真 ④メーカーが発行する保証書（写し）又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書（保証書のフォームは、メーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。） ⑤設備設置の完了を確認できる図面 ⑥その他市長が必要と認めるもの
<p>（注）支払証ひょう（写し）又は全額支払の手続が完了していることを証明する書類（写し）とは、以下の書類をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請者自身が現金により支払を完了した場合 申請者宛ての領収証（写し）、又は銀行振込等で領収証のないものについては、銀行発行の振込証明書（写し）（振込金受取書等）等 ②ローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式を利用した場合 当該支払方式を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等 	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)

様式第 8 号 (第 11 条関係)

様式第 9 号 (第 12 条関係)